

昭和51年 4 月 21 日

部内各課長 様

土 木 部 長

議会の議決に付すべき契約に係る仮契約書の作成について

議会の議決に付すべき契約に係る所謂仮契約の締結の方式等について、出納局長より別添（写）のとおり改訂する旨の通知がありましたので、今後当該仮契約を取り交わすにあたっては、上記通知に則り遺憾のないよう措置して下さい。

尚、今後当該仮契約の締結は、契約両当事者相互においてそれぞれ相異なる文書（上記通知指定様式 1 及び 2）を作成及び保有することによって成されることにより、これが印紙税法上の取扱いについては工事請負に関する契約書に類する文書として原則的に同法の課税対象（同法第 2 条別表第 1 の 5）となりますが、上記通知においてその実際の成文根拠として掲記されている同法の関係条項の規定は下記の通りですので参考までにお知らせします。

おって、当該契約に係る本庁及び地方機関相互における契約関係文書の流通等これが決裁に至るまでの実務上の取扱いについては、従前の例に準ずることとしますので念のため申し添えます。

記

1 印紙税法第五条（非課税文書）（本文略）

第二号 国、地方公共団体・・・（中略）・・・が作成した文書

2 同法第二条（課税物件）（本文略）

別紙第1第2号

番号	課税物件		課税標準及び税率	非課税物件
	物件名	定義		
2	請負に関する 報告書	略	1 略 2 契約金額の記載のない契約書 1通につき 200円	略

別添（写）

会－28

昭和51年4月15日

監理課長 様

出 納 局 長

議会の議決に付すべき契約に係る仮契約書の作成について

議会の議決に付すべき契約に係る契約については、従来通り仮契約を取り交わし、議会の議決を得たとき本契約を締結することは勿論ですが、この場合、仮契約を取り交わすにあたっては「(別紙様式1) 工事請負仮契約について」により契約者に対し仮契約締結の協議を申し入れ、契約者からは「(別紙様式2) 承諾書」を提出させてください。この「承諾書」の提出があって仮契約が成立するものであり、事後議会の議決を得て直ちに「(別紙様式3) 契約議案の議決について」によりその旨契約者に通知し、本契約締結の手続きをしてください。

なお、この場合において「工事請負仮契約について」の本文中「別添工事請負契約書(案)」(以下「本契約書案」という。)とは、将来締結されるべき本契約書を示し、附属契約約款まで含むものであり、また本契約書案の「契約金額」欄には決定額(競争入札においては落札決定額、随意契約にあっては決定額)を表示してください。

このことによって、「工事請負仮契約について」及び「承諾書」に貼付すべき収入印紙については、前者にあっては印紙税法(以下「法」という。)第5条第2号に基づき非課税文書とし、後者にあっては法第2条別表1第2号に基づく契約金額の記載のない契約書として取り扱ってさしつかえないことを念のため申し添えます。

契約者 あて

契約担当者

工事請負仮契約について（協議）

○○○○○工事請負契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第32号）第2条の規定に基づき秋田県議会において契約議案が可決された後、別添工事請負契約書（案）により請負契約を締結することを約するための工事請負仮契約を締結したいので協議します。

おって、ご異議のないときは、承諾書を提出願います。

別紙様式 2

収 入
印 紙
200円

年 月 日

契約担当者あて

契約者

承 諾 書

年 月 日付け〇-〇〇をもってご協議のありました〇〇〇〇〇工事請負契約の仮契約の締結については、異議なく承諾いたします。

別紙様式 3

〇 - 〇〇

年 月 日

契約者あて

契約担当者

契約議案の議決について（通知）

年 月 日仮契約を締結した〇〇〇〇〇工事請負契約については、
年 月 日秋田県議会において可決されたので通知いたします。
なお、本契約を確定いたしたいので連絡方お願いいたします。